

富士電機 E & C グループ 贈賄防止ポリシー

公務員等への贈賄は、日本法や現地法において違法であることはもちろん、企業活動のグローバル化を背景に、第三国の法律に抵触することもあります。また、贈賄に関与することは、社会的信用の失墜を招き、企業の存立基盤をも揺るがす行為となります。

当社グループは、社員の判断の拠り所や行動の在り方を定める「富士電機 E & C グループ 企業行動憲章」において、「法令その他社会規範の遵守」を宣言し、企業または企業人としての行動について、国内外の法令、慣習その他すべての社会規範とその精神を十分に理解し、これらを遵守することとしており、各国の贈賄防止関連法令の遵守、腐敗の防止ならびに公正な事業慣行の確立および維持に資することを目的とし、以下のとおり「富士電機 E & C グループ 贈賄防止ポリシー」を定めます。

第 1 条（贈賄の禁止）

当社グループは、直接又は他人を通じた間接の如何を問わず、公務員（公務員に準じる者やその関係者等を含む）及び政治団体、並びに民間団体及びその役職員に対して、不正な目的をもって、献金、寄付等の名目及び経費の負担、支払い代金の一部返還（いわゆるキックバック）等の形式の如何を問わず、金銭その他一切の利益又は便益（ファシリテーション・ペイメント（注）を含む。）の供与・申出・約束、及びこれらの疑いを招く行為を行いません。

また、接待・贈答等については社会通念上、妥当な範囲内で行うものとします。万一、公務員から贈賄行為の要求又はそのおそれのある行為の要求を受けた場合は、これを毅然と拒絶します。

（注）通常の行政サービスにかかる手続きの円滑化を目的とした少額の支払い。

第 2 条（贈賄防止体制の構築・運用）

当社グループは、贈賄の未然防止に向け、「富士電機 E & C コンプライアンス・プログラム」（注）に基づき、役職員の日常業務における留意事項を定め、常実践し、内部監査及びルールの周知徹底に向けた教育を定期的に行うとともに、「富士電機 E & C 通報制度」の積極的活用により、贈賄の早期発見に努めます。

また、これらの取り組みについて、コンプライアンス委員会で半期毎にレビュー、見直しを行い、取締役会、監査役に報告いたします。

（注）富士電機 E & C コンプライアンス・プログラム

当社およびグループ会社を対象とし、事業活動における全ての規制法令に関する 4 側面（1. 社内ルールの策定・周知徹底、2. 規制法令・社内ルールの遵守状況の日常監視、3. 前掲 1、2 の遵守状況の監査、4. コンプライアンス教育）をまとめたもの。

制定：2024 年 10 月 1 日

改訂：2025 年 2 月 3 日